

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった部分開示決定について、開示請求の対象となる行政文書として「郷川に係る平成13年12月の災害復旧工事並びに平成14年の護岸修繕工事についての工事入札の内容及び結果を記録している文書」を特定したことは、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年11月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成15年10月21日付け反論書の3不許可処分に至る経過において記載している砂防指定地内河川『郷川』にかかる平成13年12月の災害復旧工事並びに平成14年の護岸修繕工事（いずれも〇〇〇〇〇が工事落札）についての工事入札の内容及び結果を記録している文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「平成15年10月21日付け反論書の3不許可処分に至る経過において記載している砂防指定地内河川『郷川』にかかる平成13年12月の災害復旧工事並びに平成14年の護岸修繕工事（いずれも〇〇〇〇〇が工事落札）についての工事入札の内容及び結果を記録している文書」を本件請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」又は「本件入札記録」という。）として特定の上、条例第10条第2号（個人情報）に該当する情報が含まれることを理由に、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月25日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成15年12月8日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分については、他に本件対象文書が存在することから、その開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 本件部分開示決定通知書は、開示請求の対象とした郷川ではなく、諏訪谷川に係る文書を送付してきたものであり、不適法である。竹原支局長は、自らの裁量権を濫用して、異議申立人が開示請求の対象としている「郷川」の入札記録を開示せず、故意に諏訪谷川の入札記録を開示する方法で、開示請求人に認められている権利を侵害しており不適法であることから、当該処分

を取り消すとともに、適法な開示を行うよう要求する。

- (2) 実施機関が提出した理由説明書で、「便宜上、路線河川名等の欄に諏訪谷川と記載されているが実際の工事では何ら支障はなかった。」などと主張している点は、竹原支局が、路線河川名並びに工事場所等の記載を入札（工事請負契約書）の段階から故意に仮装することで、自らの砂防行政の失態を隠匿しようとして画策したものである。平成 13 年度の砂防維持修繕工事において、路線河川名等の欄が「諏訪谷川」、工事場所の欄が「竹原市吉名町諏訪谷」と明記され、落札金額から勘案しても、郷川の工事は含まれていないという重大な疑義があります。
- (3) また、平成 14 年 2 月 28 日付け建設工事変更請負契約書において、請負金額を増額し、新たに B 箇所（郷川）を工事対象とする方法で、当初契約では対象とされていなかった郷川の護岸工事を、入札ではなく（開示された文書には含まれていない。）、竹原支局が絶大な裁量権を濫用し、当初契約の増額変更に仮装したという重大な疑義がある。
- (4) さらに、平成 14 年度の砂防維持修繕工事における路線河川名等の欄「諏訪谷川他 1 河川」には、郷川が含まれているとも考えられるが、何故か「郷川」という記述は省略され、平成 13 年度と同様には明記されていない。郷川でも、当該護岸工事場所の付近（人命を守るための私費による車道橋の設置申請箇所でもある。）では、洪水等による自然災害が過去に発生していないと考えられる一方で、本来は実施しておくべき護岸整備工事を放置していた事実を隠匿するため、あえて真実の場所を明記していないとも想定される。

竹原支局は、入札記録や工事請負契約書の表記は虚偽でも、工事仕様書で業者に説明できるので問題はないと弁明しているが、当該説明の内容は論点をごまかそうとしているものである。これは、開示請求された工事場所等の記載を入札（設計図）の段階から故意に仮装することで、自らの砂防行政の失態を隠匿しようとして画策したものである。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書として本件入札記録を特定して部分開示した理由などについては、おおむね次のとおりである。

本件請求を受け、本件対象文書を検索した結果、本件入札記録が該当し、その中には個人情報が含まれているため、その部分を除き全て開示した。

本件請求は、「郷川にかかる平成 13 年 12 月の災害復旧工事並びに平成 14 年の護岸修繕工事（いずれも〇〇〇〇〇が工事落札）について」の文書であるが、このうち、「郷川にかかる平成 13 年 12 月の災害復旧工事」の記録がないため、開示請求人（異議申立人）に問い合わせたところ、「〇〇〇〇〇が施工した平成 13 年 12 月頃の郷川の工事」の意である旨確認した。

よって、平成 13 年度と平成 14 年度に〇〇〇〇〇が施工した「郷川」に関する工事の「入札内容」として、入札条件等を記載した文書を、「結果」として、入札結果一覧表を部分開示したものである。

今回部分開示した文書については、その路線河川名欄に便宜上「諏訪谷川」と記載しているが、実際は、諏訪谷川と近接の郷川との同時工事であることから対象文書としたものであり、開示は適法である。

なお、通常は、事業規模の多い方の工事箇所名を記載するものであり、本件

の場合は諏訪谷川の方が工事延長も長く、施工数量も多いということで、諏訪谷川の名称のみを記載したものと考えられる。

また、同様の工事であるにもかかわらず、平成 13 年の工事の方は、「諏訪谷川」のみと表記しながら、平成 14 年の方は「諏訪谷川他一河川」というように記載した理由は、本件請求当時は、よりわかりやすく、より正確な表示にするためであったと考えられる。

以上のことから、本件対象文書として本件入札記録を特定して部分開示したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書の特定の妥当性について

本件対象文書は、「郷川に係る平成 13 年 12 月の災害復旧工事並びに平成 14 年の護岸修繕工事についての工事入札の内容及び結果を記録している文書」である。

異議申立人は、「実施機関が、自らの裁量権を濫用して、異議申立人が開示請求の対象としている「郷川」の入札記録を開示せず、故意に諏訪谷川の入札記録を開示する方法で、開示請求者に認められている権利を侵害しており不合法である。」と主張している。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、平成 13 年度の砂防維持修繕工事に係る建設工事請負契約条項という題名の対象文書については、確かに、異議申立人の主張するとおり、路線河川名等の欄には、諏訪谷川としか表記されておらず、本件請求の対象となっている郷川という河川名は表記されていないことが認められる。

しかしながら、当審査会の事務局職員をして、実施機関に工事台帳など関係資料との照合・確認をさせたところ、郷川分の工事を含むものであると認められた。

また、二箇所の工事を行う場合には、事業規模の多い方の箇所名を代表的に記載することにしており、本件の場合、諏訪谷川分の方が事業規模が大きいことから、諏訪谷川分のみを河川名を代表して記載したとの実施機関の説明があり、この説明が不自然とは言えない。

次に、平成 14 年度の砂防維持修繕工事に係る「最終入札結果一覧表（入札経緯一覧表（兼）工事入札執行状況）」という題名の対象文書について、見分したところ、確かに、異議申立人の主張するとおり、路線河川名等の欄には、「諏訪谷川他一河川」としか表記されておらず、本件請求の対象となっている郷川という河川名が表記されていないことが認められる。

しかしながら、当審査会において、他の工事関係文書と照合したところ、上記「他一河川」が郷川のことを指していることが認められる。

以上のことから、本件対象文書を本件請求に対応する文書として特定し、部分開示した実施機関の決定は、妥当であると認められる。

### 2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 1. 12	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
18. 1. 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 4. 18	・ 異議申立人からの意見書を收受した。
18. 4. 24	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 3. 17 (平成 21 年度第 12 回)	・ 事務局が事案の概要を説明した。
22. 4. 22 (平成 22 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 5. 27 (平成 22 年度第 2 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
22. 6. 24 (平成 22 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 7. 22 (平成 22 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 8. 11 (平成 22 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 准 教 授
山 本 一 志 ※平成 22 年 7 月 27 日まで	弁 護 士
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授